

平成27年9月定例会 総務委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第5号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議案第23号 平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第3号 平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告について

【報告事項】

- 「新未来「創造」とくしま行革プラン（素案）」の概要について（資料⑤⑥⑦）
- 退職職員の再就職状況について（資料⑧）

原経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成27年9月徳島県議会定例会提出予定議案により、御説明申し上げます。今回提出いたします案件は、議案28件及び報告9件でございます。その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第11号までの9件、負担金議案が第12号から第18号までの7件、契約議案が第19号及び第20号の2件、その他の議案が第21号及び第22号の2件、決算認定議案が第23号から第28号までの6件、報告につきましては第1号から第9号までの9件となっております。

それでは、議案の順序に従いまして、順次御説明申し上げます。まず、予算案につきましては、お手元に御配付の平成27年度9月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。今回の補正予算案につきましては、地方創生の深化に向けた本県ならではの取組を展開するとともに、経済・雇用対策の推進、安全・安心対策の推進及び大胆素敵とくしまの実現に向けて、重要課題に切れ目なく対応するため編成いたしました。

一つ目は（１）に記載のとおり、本県農林水産業の更なるブランド力強化や農林水産物の積極的な海外展開、地域経済を支える人材の育成・確保などの経済・雇用対策の推進、二つ目の（２）は、災害時に活用する情報基盤の機能強化や、高齢化の進行に備えて地域医療体制の更なる強化を図る総合的な対策などの安全・安心対策の推進、三つ目の（３）は、とくしま回帰を加速するための移住交流の推進や効果的な情報発信、未来を担う人材の育成などの大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むことといたしております。

また、補正予算の規模といたしましては3の9月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で88億1,359万5,000円、電気事業会計で1,000万円、合計で88億2,359万5,000円となっております。

資料2ページをお開きください。今回の補正に係る歳入でございますが（１）に記載のとおり、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入及び県債となっております。

また、歳出につきましては、（２）に記載のとおり、総務費から土木費及び教育費におきまして、補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、一枚物の提出予定議案を御覧ください。予算以外の案件につきまして御説明申し上げます。

第3号の条例廃止につきましては、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、公的個人認証サービスに係る県の事務が地方公共団体情報システム機構に移管されることに伴うものでございます。

第4号の条例改正につきましては、医療費助成の対象となる難病が追加されたことに鑑み、新たに指定された難病に関し学識経験を有する者を委員に任命するため、徳島県指定難病審査会の委員を増員するものでございます。

第5号の条例改正につきましては、地方公務員等共済組合法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第6号の条例改正につきましては、がん登録等の推進に関する法律により整備される全国がん登録データベースを本県のがん対策に利用しようとする場合等には、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされたことに鑑み、徳島県健康対策審議会をこれに充てるため、所要の改正を行うものでございます。

第7号の条例改正につきましては、動物用医薬品等取締規則の一部が改正され、動物用医薬品登録販売者試験が廃止されたことに伴い、その実施に係る手数料を廃止するものでございます。

第8号の条例改正につきましては、採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

第9号の条例改正につきましては、県営住宅集約化建替事業が完了したことに伴い、集約化の対象となった11の県営住宅を廃止するものでございます。

第10号の条例改正につきましては、下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

第11号の条例改正につきましては、沖洲流通港湾に定期貨客船のための荷さばき地及び野積み場を新設することに伴い、その使用料の額を定めるものでございます。

第12号から第18号までは、平成27年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき議決をお願いするものでございます。

第19号の工事請負契約につきましては、契約金額が4億8,135万6,000円、契約の相手方はIHIインフラ建設大日道路改築工事上分2号橋上部工建設工事共同企業体でございます。

第20号の工事請負契約につきましては、契約金額が6億3,180万円、契約の相手方はアルス製作所ノヴィルパブリックワークス街路工事末広住吉高架橋上部工（鋼橋）建設工事共同企業体でございます。

第21号の損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、平成19年12月の国府支援学校児童交通事故に係る損害賠償請求事件について、徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じ損害賠償の額を決定し和解することにより、本事件を終結するものでございます。

第22号の関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものでございます。

第23号につきましては、平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

第24号につきましては、病院事業会計の平成26年度決算の認定を、第25号から第28号につきましては、企業局の各会計に係る平成26年度剰余金の処分及び決算の認定を、それぞれお願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号の徳島県継続費精算報告書につきましては、加賀須野橋上部工架設事業に係るものでございます。

報告第2号の徳島県病院事業会計継続費精算報告書につきましては、三好病院高層棟改築等事業に係るものでございます。

報告第3号の平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を、監査委員の意見を付し報告するものでございます。

報告第4号の平成26年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を監査委員の意見を付し報告するものでございます。

報告第5号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては5件で、合計金額は36万8,838円でございます。

報告第6号の損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告についま

しては13件で、合計金額は413万2,431円でございます。

報告第7号の損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、合計金額は84万1,622円でございます。

報告第8号の損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は2万1,168円でございます。

報告第9号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものでございます。提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案2件、決算認定議案1件、報告1件でございます。

1 ページをお開きください。一般会計補正予算につきましては（1）歳入歳出予算のA、総括表の一番下の総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が50億9,170万円でございます。補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,260億7,620万1,000円となっております。

2 ページをお開きください。イの課別主要事項について御説明申し上げます。財政課におきまして、基金の積立金の補正を計上しております。

3 ページを御覧ください。情報システム課におきまして、マイナンバー制度導入に備え、情報セキュリティの向上に要する経費等を計上しております。

4 ページをお開きください。債務負担行為につきましては、情報システムネットワークセキュリティ対策強化事業業務委託等契約について、限度額の設定をお願いするものでございます。

5 ページを御覧ください。一般会計の補正予算に係る地方債の追加をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

6 ページをお開きください。2のその他の議案等についてでございます。（1）条例案2件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

7 ページを御覧ください。（2）平成26年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

（3）平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく平成26年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会で監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に「－」と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。次の実質公債費比率は18.9%、右端の将来

負担比率は187.6%となっております。それぞれの比率の下の括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務づけられますが、前年度に引き続き、本県の比率はこの基準をクリアしております。なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告申し上げます。最初に、新未来「創造」とくしま行革プラン（素案）の概要についてでございます。

お手元に概要を記した資料1-1、素案の冊子で概要版の資料1-2並びに全体版の資料1-3を御配布しておりますが、資料1-1により御説明申し上げます。

本県行財政改革の基本指針であるくしま未来創造プランは、平成26年度末をもって計画期間が終了し、職員3,000人体制に向けた組織のスリム化や県財政の健全化の着実な推進が図られるなど、一定の成果が見られました。その一方で、中段の2にありますように地方創生の取組の加速、本県財政の不断の健全化、3,000人体制を目前に控え組織や体制の更なる最適化、南海トラフ巨大地震など喫緊の諸課題への取組の加速など、新たな改革の必要性も生じてまいりました。そのため、限られた行政資源で最大限の力を発揮するべく新たな行革プランを策定することといたしました。

資料1-1の2枚目をお開けください。3の（1）の改革の目的と目指す姿でございますが、しなやかでバランスの取れた人や組織が創出する新次元の行政モデルで、夢と希望あふれる「徳島の新未来」創造！を目的として県庁の総力を挙げて行政改革に取り組み、「産・学・官・金・労・言」が連携し、課題解決の処方箋・徳島モデルの創出を加速し、全国に強力に発信することで、「地方創生の旗手・徳島」が日本創成をリードしていく姿を目指すことといたしております。

中段の（2）を御覧ください。改革を行う上での三つの視点につきましては、「未来志向」で「人」・「財」を育成・活用、「県民目線・現場主義」で「創造力・実行力・発信力」を発揮、「六位一体」で「新次元の行政モデル」を創出とするとともに、改革の五つの重点項目といたしまして、1点目は、人財育成やスピード感を備えた組織の構築を行う「新未来」を担う行政体制構築、2点目は、「着実」な財政構造改革、3点目は民間活力の導入による県民サービスの向上など、「『公共』の進化」による付加価値の創造、4点目は「県民目線」の開かれた県政運営、最後に5点目といたしまして、ワーク・ライフ・バランス革命による創造力・実行力・発信力の強化で、新たな行政モデルを構築する「未来志向の行政モデル」で日本をリードという5項目を重点項目として掲げております。

（3）の計画の期間でございますが、平成27年度から平成30年度までの4か年を計画期間としております。

（4）のプランの進行管理といたしましては、社会経済情勢の変化に的確に対応するため毎年度進行管理を行い、状況変化に応じて追加・見直しを実施する進化する行革プランといたしております。

4のプラン策定のスケジュールといたしましては、今後、県議会での御論議や外部有識者の委員会からの御意見を頂きながら、11月上旬に成案とするべく進めてまいりたいと考えております。

次に、退職職員の再就職状況でございます。平成26年度に退職した本庁正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、お手元の資料2のとおり公表することといたしましたので御報告いたします。以上で、経営戦略部・監察局・出納局関係の報告を終わらせていただきます。

どうぞ御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田委員

徳島東警察署の移転先であります裁判所跡地、この取得のための交換候補地及びその後の手続状況についてお伺いをしたいと思います。6月議会の本会議において、我が会派の会長であります樫本議員の代表質問に対して、徳島東警察署の移転先として裁判所跡地に決定したと知事が表明をし、また、この付託委員会におきまして、委員の質問に対して、聾学校跡地などを候補地として、交換による用地取得に向けて協議を開始したという答弁がありましたが、現状はどうなっているのか。まずは、その県の候補地はどうなっているのか、そしてまた、その後の手続に関してはどうなっているのか、報告をしていただきたいと思っております。

楯田公共施設最適化担当室長

県の候補地とその後の手続でございますが、去る6月16日に、代表質問におきまして徳島東警察署の移転先を表明した後、直ちに四国財務局徳島財務事務所と事務的な協議を開始したところでございます。裁判所跡地と交換する県の候補地でございますが、県の未利用地を何か所か提示しまして、国の意向も踏まえつつ、候補地を絞り込むため協議を進めてまいりましたが、先月末の8月28日に徳島財務事務所長宛てに、聾学校跡地を県の最終候補地とした国有財産取得等要望書を提出し、受理されたところでございます。

今後の手続でございますが、四国財務局では、この県からの要望書を受けまして、四国財務局長の諮問機関でございます国有財産四国地方審議会に付議されるものと伺っております。ここで県が提示しました聾学校跡地との交換の方向性や事務手続を進めることについて審議される予定であると伺っております。

現在の手続状況については以上のとおりでございます。

藤田委員

まず、県民の安全・安心を守るため、しっかりと手続を進めてもらいたいと思うわけですが、手続の完了というのはいつになるのでしょうか。

楯田公共施設最適化担当室長

手続の完了でございますが、さきの6月議会で表明いたしました平成30年度の徳島東警察署新庁舎の整備着手という目標がございます。これに遅れることがないように、警察本部との連携や国との協議を密にしまして、できるだけ早期に契約できるよう最大限努めてまいりたいと思います。

藤田委員

平成30年に整備を着手するという事は、遅くとも平成29年度までには用地の取得を完了しなければならないということだろうと思いますが、徳島県においては、過去においても、今やらなければならない社会資本の整備を何かの風によって後手後手に回って、県政の発展であるとか、安全・安心であるとか、そういう部分に大きな悪影響を及ぼした悪しきこともありましたので、そういうことにならないように、ましてや、この徳島東警察署というのは平時における県民の安全・安心を確保するということでもありますので、本当に県政の最重要課題の一つであろうかと思えます。安全・安心を確保する、その部分で、この裁判所跡地というのは最適地ということを再度認識していただきまして、平成29年度中には必ず用地取得を終わって、そして平成30年度からは整備が着手できるように取り組んでいただくよう、要望いたしまして終わります。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時27分）

